第91回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時　平成29年6月28日（水曜日）午前10時

開催場所　東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議事項

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	監査役1名選任の件
第4号議案	役員賞与支給の件
第5号議案	取締役及び監査役の報酬額改定の件
第6号議案	取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

議決権行使期限

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
行使期限：平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分

高砂香料工業株式会社
証券コード：4914

TAKASAGO

目　次

第91回定時株主総会招集ご通知 …… 1
（添付書類）
事業報告…… 3
連結計算書類…… 25
計算書類…… 28
株主総会参考書類…… 33
株主総会会場ご案内図…… 裏表紙

(証券コード4914)
平成29年６月５日

株　主　各　位

東京都大田区蒲田５丁目37番１号
高砂香料工業株式会社
取締役社長　桝　村　　聡

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
後記の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都大田区蒲田５丁目37番１号　ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

３．会議の目的事項

報告事項
(1) 第91期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第91期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与支給の件
第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件
第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

4．招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否（または棄権）の表示がない場合、当社提案の議案に対して賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。

(2) 議決権の重複行使について

① 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

② インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

5．その他本株主総会招集ご通知に関する事項

(1) 法令及び当社定款の定めにより、本招集ご通知に記載すべき書類のうち、以下事項はインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.takasago.com/ja/ir/)の「第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の以下事項

「7．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」のうち、「(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み≪買収防衛策≫」の一部及び「(4)上記(3)の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由」

② 連結株主資本等変動計算書

③ 連結注記表

④ 株主資本等変動計算書

⑤ 個別注記表

なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

(2) 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.takasago.com/ja/ir/)に掲載させていただきます。

以上

~~~
~~~

（添付書類）

事　業　報　告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国や欧州では緩やかな景気回復が見られましたが、中国をはじめとした新興国等における経済成長の鈍化や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策の不確実性等により、依然として先行き不透明な状況となっております。

わが国の経済は、政府の経済政策等を背景に企業収益は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、個人消費の回復は依然弱く、株式市場や為替相場の急激な変動等、留意が必要な状況が続いております。

香料業界においては、中国や東南アジア他の海外市場での成長が引き続き期待できるものの、国内外ともに成熟市場での事業展開においては、競合他社との競争環境が一段と厳しくなっております。

このような中、当社グループは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」の経営基本方針の下、前連結会計年度より、中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN（GP-3)』(2015-2017年度）を始動させ、「技術革新に基づく価値創造、挑戦できる人材の育成」を通じて、創業100周年を迎える2020年に向けて飛躍的な成長を目指し、堅固なグローバル連結経営により事業を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高は、前期比3.5％減の136,764百万円となりました。利益面では、営業利益は前期比7.9％増の7,159百万円、経常利益は前期比28.3％増の7,745百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比29.6％増の6,327百万円となりました。

（部門別の概況）

〔フレーバー部門〕

当部門は飲料、アイスクリーム、製菓、調理加工食品等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、米国子会社等が好調に推移したものの、為替の影響により、82,100百万円（前期比2.3％減）となりました。

〔フレグランス部門〕

当部門は主に衣料用洗剤・柔軟剤、香粧品、芳香剤等に使用される香料及びその関連商品からなっております。当連結会計年度の売上高は、中国子会社等が低調となり、35,928百万円（前期比7.3％減）となりました。

〔アロマイングリディエンツ部門〕
当部門はメントール、ムスク等の香料素材からなっております。当連結会計年度の売上高は、主力品メントールが堅調に推移したものの、為替の影響により、10,521百万円（前期比8.0%減）となりました。

〔ファインケミカル部門〕
当部門は医薬中間体、触媒、写真工業薬、有機電子材料等の精密化学品からなっております。当連結会計年度の売上高は、医薬中間体が伸長したことにより、6,788百万円（前期比12.4%増）となりました。

〔その他　不動産部門〕
当部門はニッセイアロマスクエア地代収入等からなっております。当連結会計年度の売上高は、1,425百万円（前期比2.5%増）となりました。

(地域別の概況)
〔日本〕
当社のファインケミカル部門が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、65,529百万円（前期比0.3%減）となり、営業利益は2,504百万円（前期比10.0%増）となりました。

〔米州〕
米国子会社等が好調に推移し、当連結会計年度の売上高は、31,455百万円（前期比1.5%減）となり、営業利益は1,123百万円（前期比187.5%増）となりました。

〔欧州〕
ドイツ子会社等が堅調に推移したものの、為替の影響により、当連結会計年度の売上高は、18,219百万円（前期比8.9%減）となり、営業利益は635百万円（前期比13.4%減）となりました。

〔アジア〕
中国子会社が低調となり、当連結会計年度の売上高は、21,560百万円（前期比10.3%減）となり、営業利益は2,639百万円（前期比11.4%減）となりました。

(2) 設備投資、資金調達等についての状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は7,331百万円（前連結会計年度11,301百万円）であり、その主なものは、当社磐田工場の生産設備の新設及びドイツ子会社の生産設備の拡充等であります。なお、資金調達に関しては、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期	平成27年度 第90期	平成28年度 第91期 (当連結会計年度)
売上高	131,036百万円	131,653百万円	141,660百万円	136,764百万円
経常利益	5,940百万円	3,893百万円	6,036百万円	7,745百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,025百万円	2,549百万円	4,880百万円	6,327百万円
1株当たり当期純利益	152円48銭	128円50銭	246円02銭	319円58銭
総資産	149,353百万円	170,645百万円	173,455百万円	177,134百万円
純資産	71,111百万円	80,050百万円	81,613百万円	87,211百万円
1株当たり純資産	3,512円78銭	3,952円10銭	4,033円12銭	4,341円83銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	平成25年度 第88期	平成26年度 第89期	平成27年度 第90期	平成28年度 第91期 (当事業年度)
売上高	63,444百万円	58,298百万円	60,917百万円	61,385百万円
経常利益	4,030百万円	2,317百万円	2,747百万円	3,338百万円
当期純利益	2,152百万円	2,010百万円	2,201百万円	3,076百万円
1株当たり当期純利益	108円45銭	101円36銭	111円00銭	155円38銭
総資産	111,808百万円	125,818百万円	127,685百万円	130,466百万円
純資産	51,668百万円	56,765百万円	57,999百万円	62,238百万円
1株当たり純資産	2,604円34銭	2,861円41銭	2,923円98銭	3,153円37銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第88期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社高砂ケミカル	200,000千円	100.0%	香料、化成品の製造販売及び輸入
高砂スパイス株式会社	73,200千円	100.0%	香辛料、食料品の製造販売
高栄産業株式会社	80,000千円	100.0%	倉庫業及び洗瓶・包装業
高砂珈琲株式会社	290,000千円	100.0%	コーヒー豆の輸入加工、コーヒーの製造販売
高砂フードプロダクツ株式会社	300,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	20,000千円	100.0%	香料他の輸入及び販売
南海果工株式会社	245,100千円	80.0%	果汁等飲料を中心とした食料品原料の製造・販売
高砂香料西日本工場株式会社	10,000千円	100.0%	天然系調味料、食品香料の製造販売
Takasago International Corporation (U.S.A.)	145,800千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売及び化成品・香料素材の販売
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	9,322千MXN	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	105,483千BRL	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	22,098千EUR	100.0%	香料の輸出入及び調合香料の製造販売
Takasago Europe G.m.b.H.	37,146千EUR	100.0%	香料の輸出入及び食品香料の製造販売
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	3,148千EUR	100.0%	香料の輸出入及び香料素材の製造販売
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	14,000千SGD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	1,066,904千INR	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
上海高砂・鑑臣香料有限公司	51,600千CNY	60.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売
高砂香料(広州)有限公司	26,000千USD	100.0%	香料の輸出入及び調合・食品香料の製造販売

(注) 出資比率には間接所有分を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を推進し、安全・安心な生産・供給体制の確立に全力で取り組み、皆様の信頼を獲得してまいりたいと存じます。

先の東日本大震災、また当社の平塚工場における火災事故の教訓を受け、安全管理体制の見直し、安定供給体制の構築に引き続き取り組んでまいります。また、成長が見込まれる海外市場での設備投資も積極的に継続し、国内市場においては当社初の西日本エリアを拠点とする最新鋭のフレーバー製造拠点を広島県三原市に建設し、当社グループ内のサプライチェーン最適化と同時に、生産効率、安全性、供給能力を高めるための諸施策に鋭意取り組んでまいります。

こうした内外の事業環境を踏まえ、当社グループは、積み上げてきた経営資源を一層有効に活用し、2020年に向けての飛躍的成長を遂げるための基礎を構築する、課題解決のための３年間と位置付けた、中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』(2015-2017年度) を遂行しております。

当社グループの経営基本方針の1つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

「GP-3グループ基本方針」

① **事業基盤の再強化**
需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② **人材開発**
「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ **技術革新**
技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ)」、「優位性」 のある革新的な技術の開発を目指す。

④ **顧客からの信頼**
顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ **利益体質改善**
当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

また、引き続き、コンプライアンス、EHS「Environment（環境）・Health（健康・衛生）・Safety（安全)」の推進にも積極的に取り組み、社会と共存する開かれた企業として、社会の一員としての責務を果たし、株主の皆様のご期待に沿うよう尽力してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社37社及び関連会社１社で構成され、フレーバー、フレグランス、アロマイングリディエンツ、ファインケミカルの製造・販売を主な事業内容として、さらに各事業に関連する研究及び不動産賃貸、その他の活動を展開しております。

(7) 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

会社名	セグメント	事業所	住所
高砂香料工業株式会社	日本	本社	東京都大田区
		大阪支店	大阪市北区
		名古屋支店	名古屋市中区
		福岡支店	福岡市博多区
		平塚研究所	神奈川県平塚市
		平塚工場	神奈川県平塚市
		磐田工場	静岡県磐田市
		鹿島工場	茨城県神栖市
		三原工場	広島県三原市
株式会社高砂ケミカル	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県掛川市
高砂スパイス株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	神奈川県秦野市
高栄産業株式会社	日本	本社	神奈川県平塚市
高砂珈琲株式会社	日本	本社	東京都大田区
		工場	静岡県磐田市
高砂フードプロダクツ株式会社	日本	本社・工場	静岡県袋井市
株式会社高砂インターナショナルコーポレーション	日本	本社	東京都大田区
南海果工株式会社	日本	本社・工場	和歌山県日高郡日高川町
高砂香料西日本工場株式会社	日本	本社	広島県三原市
Takasago International Corporation (U.S.A.)	米州	本社・工場	米国　ニュージャージー州ロックレイ
Takasago de Mexico S.A.de C.V.	米州	本社・工場	メキシコ　メキシコシティ
Takasago Fragrâncias E Aromas Ltda.	米州	本社・工場	ブラジル　ヴィニェード
Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.	欧州	本社・工場	フランス　パリ
Takasago Europe G.m.b.H.	欧州	本社・工場	ドイツ　ツルピヒ
Takasago International Chemicals (Europe), S.A.	欧州	本社・工場	スペイン　ムルシア
Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.	アジア	本社・工場	シンガポール
Takasago International (India) Pvt. Ltd.	アジア	本社・工場	インド タミルナドゥ
上海高砂・鑑臣香料有限公司	アジア	本社・工場	中国　上海
高砂香料（広州）有限公司	アジア	本社・工場	中国　広州

② 使用人の状況

企業集団の状況

セグメントの名称	使用人数
日本	1,498名
米州	657
欧州	510
アジア	674
合計	3,339

（注）就業人員であります。

当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
平成29年３月期	1,007名	14名増	40.0才	15.3年

（注）就業人員であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
日本生命保険相互会社	7,647百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	7,116
農林中央金庫	5,558
株式会社みずほ銀行	5,436
三井住友信託銀行株式会社	3,515
株式会社伊予銀行	2,075
株式会社日本政策投資銀行	1,909
株式会社常陽銀行	1,860
株式会社横浜銀行	1,850
株式会社紀陽銀行	1,565
株式会社広島銀行	1,485
株式会社静岡銀行	1,240

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① **発行可能株式総数** **60,000,000株**

② **発行済株式の総数** **20,152,397株**

③ **当事業年度末の株主数** **5,108名**

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,809千株	14.2%
日本生命保険相互会社	1,468	7.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	947	4.8
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	900	4.6
共栄火災海上保険株式会社	750	3.8
中江産業株式会社	720	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	694	3.5
株式会社みずほ銀行	604	3.1
株式会社紀陽銀行	471	2.4
高砂香料従業員持株会	420	2.1

（注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数（415,281株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	桝村　聡	社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当　兼　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長
社外取締役	野依　良治	東レ株式会社社外取締役
取締役	三田　雅幸	常務執行役員、フレグランス・アロマイングリディエンツ事業本部・ファインケミカル事業本部担当　兼　株式会社高砂インターナショナルコーポレーション代表取締役社長
取締役	笠松　弘典	常務執行役員管理本部長　兼　経理部長、監査部・法務知的財産部担当
取締役	松尾　孝司	常務執行役員生産調達本部長
取締役	藤原　久也	常務執行役員 Takasago International Corporation (U.S.A.) 代表取締役社長
取締役	ｱﾙﾌﾚｯﾄﾞ･ｴｰ･ｱｽﾝｼｵﾝ	常務執行役員 Takasago International (Singapore) Pte. Ltd. 代表取締役社長
取締役	山形　達哉	常務執行役員企画開発本部長　兼　安全統括副本部長　兼　経営企画部長　兼　国際品質保証統括部長、品質保証部・情報システム部担当
取締役	染川　健一	常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当
取締役	谷中　史弘	常務執行役員研究開発本部長
社外監査役	川端　茂樹	常勤監査役
社外監査役	大西　一清	常勤監査役
社外監査役	中江　康男	中江産業株式会社代表取締役社長

(注) 1. 野依良治氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 川端茂樹氏、大西一清氏及び中江康男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 川端茂樹氏は長年の金融機関での経歴を通じ、主に法人業務や与信管理で培われた高い専門性が求められる実務において豊富な経験と幅広い識見を有しております。
4. 大西一清氏は長年の行政機関での経歴を通じ、財政や税務行政で培われた高い専門性が求められる分野において豊富な経験と幅広い識見を有しております。
5. 中江康男氏は長年の事業法人経営者としての職歴を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しているほか、会社経営全般に関する豊富な経験を有しております。なお、中江産業株式会社は当社の株主であります。
6. 当社は、野依良治、川端茂樹、大西一清及び中江康男の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当事業年度中の異動
平成28年６月24日開催の第90回定時株主総会において、谷中史弘氏が取締役に、大西一清氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
平成28年６月24日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって、取締役中西春生氏及び監査役荒井英夫氏は任期満了となり退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬の額

取締役	11名	98百万円	（うち社外	１名	３百万円）
監査役	４名	39百万円	（うち社外	４名	39百万円）

(注) 1. 社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は２名で４百万円であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額128百万円を支払っております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成13年６月28日開催の第75回定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成３年６月27日開催の第65回定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役　野依良治

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東レ株式会社社外取締役を兼職しております。東レ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には18回中16回出席（出席率89%）し、適宜発言を行っております。また、欠席した取締役会の審議事項については、その内容を報告し、理解を得ております。

当社が得意とする有機合成化学分野は、野依良治氏の長年の研究領域であり、国内外での豊富な経験・識見を基にした提言・助言は当社事業の競争力を高め、企業価値の向上に繋がっております。

また、当社研究部門との意見交換のほか、不斉合成分野で国際的に著名な業績をあげた国内外の研究者を対象として毎年実施しております有機合成化学協会・高砂香料賞（野依賞）の設定を通して、当社の知名度向上に大きく貢献しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

② 監査役　川端茂樹

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。
取締役会は18回中18回出席（出席率100%）しております。
監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。
監査役会は18回中18回出席（出席率100%）しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

③ 監査役　大西一清

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況
主要事業所への往査を行い、経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。
取締役会は就任後において14回中14回出席（出席率100%）しております。
監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。
監査役会は就任後において13回中13回出席（出席率100%）しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見
該当事項はありません。

④ 監査役　中江康男

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

中江産業株式会社の代表取締役社長を兼職しております。中江産業株式会社は当社株式の3.7％を保有する株主であります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

経営監視機能の客観性・中立性を確保するとともに、取締役会においてコンプライアンス、内部統制その他経営上の重要課題について発言しております。

取締役会は18回中18回出席（出席率100％）しております。

監査役会において経営監視を要するテーマ及び監査基準上注視すべきテーマについて都度発言しております。

監査役会は18回中18回出席（出席率100％）しております。

エ. 上記ア～ウに関する意見

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	70百万円
2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

（注）1. 監査役会は会計監査人の報酬等について、取締役及び会計監査人より説明を受け、監査の品質・効率等を総合的に検証した結果、その報酬等につき会社法第399条第１項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1. の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 上記2. には非監査業務の金額を含んでおります。

(4) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、グループ会計方針書作成に係るアドバイザリー業務であります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

(6) 重要な子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L. 等８社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)「内部統制に関する基本方針」として当社の取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、平成27年5月14日開催の当社取締役会において「内部統制に関する基本方針」を一部改定いたしました。(平成18年5月18日初回、平成19年4月27日、平成20年4月8日、平成21年4月30日に改定)

① 当社の取締役の職務執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程・決裁権限規程・稟議規程などに従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存しております。保存方法については、文書管理規程に定める方法で行い、重要文書については別途保存期間を定めております。取締役、監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長を本部長とする危機管理本部を設置し、重大な損失が発生する場合に備えて緊急時対応を定めた危機管理計画書を策定しております。また、新たな損失リスクが予見される場合は、当該リスクを危機管理計画書の対象に定め、危機管理本部として対応することとしております。同危機管理計画書の対象にならないリスクに対しては、取締役会あるいは執行役員会が必要な対応をすることとしております。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ全体の目標として、３事業年度を単位とした中期経営計画を戦略的に策定し、これに基づき各事業本部の毎期の目標・予算を設定し、事業本部ごとの効率的な資源配分に努めると共に、四半期ごとに結果をレビューし、効率性の確保を図っております。また、執行役員制を導入することにより、取締役会の企業統治機能と執行役員による業務執行機能の分化・効率化を図っております。職務分掌規程、取締役会付議規程、決裁権限規程、稟議規程等が定める権限体系の中で権限委譲による効率的な業務遂行が図れる体制としております。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

グループ共通の企業憲章・行動規範を制定し、企業倫理の確立、法令遵守を徹底しております。取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立と徹底を図るために重要事項を審議し、推進しております。また、内部通報制度を整備し、役職員に対しその周知徹底を図り、コンプライアンス体制の強化に努めております。監査部及び安全管理部において、業務監査のほか、コンプライアンスの観点も踏まえて環境保全・労働安全衛生・保安防災の監査を実施し、法令遵守体制の徹底を図っております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ⅰ）当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、国内子会社及び海外子会社に対し当社への報告規程を策定し、その業務執行における一定の事項は当社宛事前協議、事前または事後の報告を義務づけることにより、当社グループ業務の適正性を確保しております。

（ⅱ）当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重大な損失が発生する場合、もしくは新たな損失リスクが予見される場合は、当社の管理部門へ速やかに連絡を行う体制としております。主要な国内子会社及び海外子会社については、当社の役職員が子会社取締役として経営に参画し、当社管理部門と共に、当社グループ業務の適正運用に努めております。また当社監査役は国内子会社監査役を兼務しております。

（ⅲ）当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

第③項の中期経営計画に基づき各子会社の毎期の目標・予算を設定し、子会社ごとの効率的な資源配分に努めております。経営計画をグループ経営計画として策定し、グループ全体としての業績管理を通して目標設定・フォロー・レビューを行うとともに、子会社については定期的に報告会を開催し、進捗を確認することで、効率的な業務遂行を図る体制としております。

（ⅳ）当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第④項の企業憲章・行動規範に基づき、グループ全役職員に対し企業倫理の確立及び法令遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制の確立と徹底を図るために関連事項の審議等を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室を設置しております。また、監査役の職務を補助すべき使用人の配属、異動、評価等の人事事項については監査役会と事前に協議し実施しております。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役の報告に関する体制

監査役は、業務の適正な運営を検証するため、全ての重要な会議に出席できます。また、第④項の内部通報制度による通報並びに法令・定款違反、不正行為またはその可能性のある事実の発生があった場合、監査役が出席するコンプライアンス委員会に報告される体制としております。また、当社は、監査役に報告を行った当社グループの全役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。さらに、監査役の職務の執行に必要がある場合に、その費用は会社が負担することとしております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力や団体に対しては、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨んでおります。当社グループ企業憲章及び行動規範に、社会の秩序を乱す反社会的勢力に対して毅然と対応することを定め、この原則を徹底しております。社内に対応部署を設け、平素より関係行政機関や地域企業と情報交換に努めております。また、事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、速やかに対処できる体制としております。

⑨ 環境・衛生・安全を確保するための体制

人々の健康と安全を守り、地球環境保全に貢献する企業を目指し、環境・衛生・安全に関するEHS宣言を制定しております。また、安全統括本部を設置し、安全管理部において安全管理体制の再構築と環境保全の向上に努めております。さらに、製品の安全・安心の確保を重要事項とし、原材料から製品までの安全性を確保するため、品質保証部を主体とした、調査及び検証体制としております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき当社及び当社グループの業務の適正を確保するための適切な体制整備とその運用に努めております。

① 内部統制システム全般について

当事業年度において、内部監査については、監査部が年間の監査計画に基づいて、内部統制システムの体制の構築と運用状況につき、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした監査を実施しました。財務報告に係る内部統制の評価については、評価を担当する組織が、内部統制の整備・運用状況の評価に関する計画書に基づいて、当社及び当社グループ子会社９社を対象とした内部統制評価を実施しました。

② コンプライアンス体制について

当事業年度において、取締役・監査役で構成されるコンプライアンス委員会を２回開催し、当社及び当社グループ子会社から報告されたコンプライアンスに関する課題等につき内容を審議し、必要となる対策を協議しました。またコンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度「明日への窓」を設置し、適正な運用に努めるとともに、当社及び当社グループ子会社への周知を図りました。

③ **リスク管理体制について**

危機管理本部を組織し、危機管理計画書を定めております。当事業年度において、重大な損失が発生する事象等はございませんでした。安全管理部は、環境保全・労働安全衛生・保安防災の観点からの監査計画に基づき、当社及び当社グループ子会社の主要事業所に対し、安全監査を実施しました。

④ **グループ子会社の経営管理について**

当社グループ子会社は、関係会社における報告規程に基づき、重要度に応じて取締役会あるいは取締役に報告を行いました。また、当事業年度において、海外子会社に対しグローバル経営会議を1回、グローバル執行役員会を四半期ごとに開催しました。また国内子会社に対し半期ごとに事業報告会を開催しました。

⑤ **取締役の職務執行について**

当事業年度において、取締役会を18回開催し、法令、定款及び取締役会規程に定められた経営上重要な事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また取締役及び幹部職員は、四半期ごとの経営会議を通じて業務執行者及び使用人との課題の共有を図りました。

⑥ **監査役の職務執行について**

当事業年度において、監査役会を18回開催し、監査計画を定めるとともに、各監査役の監査活動につき情報共有し意見交換を行いました。監査役は取締役会に加え執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するほか、必要に応じて取締役等と意見交換を行うなどして取締役の業務執行の監査を行いました。また、監査部及び会計監査人と定期的に意見交換を行いました。

7 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供すると共に、リニューアブルなアロマイングリディエンツの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質且つ高付加価値のアロマイングリディエンツの製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成、触媒反応、フロー連続等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している４つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼と、これを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の４事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の類型の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

(2) 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を掲げ、平成27年度から中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN（GP-３）』（2015-2017年度）を始動させました。

当社グループの経営基本方針の１つは「信頼される商品を供給し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

Ⅰ．中期経営計画における骨子は次のとおりであります。

「GP-３グループ基本方針」

① 事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② 人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ 技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④ 顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ 利益体質改善

当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

Ⅱ．コーポレート・ガバナンス

当社は社外取締役１人を含む10人からなる取締役会が経営上の意思決定に係る最高機関となっております。取締役の任期を１年とし、取締役の責任の明確化を図っております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員で構成される執行役員会が取締役会の下部組織として、迅速かつ的確な意思決定に努めるとともに、取締役会は経営監督機能の強化により重点をおいております。基本的に、取締役会、執行役員会はそれぞれ月１回開催し、経営会議は四半期に一度開催しております。特に執行役員会については、四半期に一度、海外拠点の執行役員も出席し、グローバルでの経営報告及び課題について情報を共有し、議論を行う場として位置づけております。

また、当社は、平成27年3月に代表取締役社長を委員長とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、持続的な株主価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスに関わる重要事項につき審議し、取締役会へ上程する体制としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み《買収防衛策》

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。

この対応策は、平成19年６月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、平成22年６月25日開催の第84回定時株主総会、平成25年６月26日開催の第87回定時株主総会及び平成28年６月24日開催の第90回定時株主総会における承認を得て更新しております。(以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

(本項目については、上記を含み、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.takasago.com/ja/ir/)の「第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に記載しております。)

(4) 上記（3）の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由

(本項目については、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://www.takasago.com/ja/ir/)の「第91回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項のご案内」に記載しております。)

(注) 詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト平成28年５月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」及び平成28年６月24日付「「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策)」継続の承認及び当プランに関する特別委員会委員候補者の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。
(http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1360011)
(http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1375233)

連結計算書類

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**88,023**
現金及び預金	18,786
受取手形及び売掛金	30,464
商品及び製品	19,347
仕掛品	99
原材料及び貯蔵品	13,823
繰延税金資産	1,178
その他	4,558
貸倒引当金	△235
固定資産	**89,110**
有形固定資産	**57,515**
建物及び構築物	31,860
機械装置及び運搬具	13,311
工具、器具及び備品	2,682
土地	7,096
建設仮勘定	2,565
無形固定資産	**1,991**
投資その他の資産	**29,603**
投資有価証券	26,886
出資金	215
退職給付に係る資産	1,302
繰延税金資産	207
その他	1,429
貸倒引当金	△437
資産合計	**177,134**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**48,034**
支払手形及び買掛金	12,770
短期借入金	16,815
１年内返済予定の長期借入金	6,711
１年内償還予定の社債	340
未払法人税等	1,110
繰延税金負債	4
賞与引当金	1,723
役員賞与引当金	23
その他	8,535
固定負債	**41,888**
社債	1,640
長期借入金	27,295
繰延税金負債	4,865
役員退職慰労引当金	11
退職給付に係る負債	7,184
その他	891
負債合計	**89,922**
純資産の部	
株主資本	**73,658**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,358**
利益剰余金	**56,980**
自己株式	**△929**
その他の包括利益累計額	**12,036**
その他有価証券評価差額金	**13,391**
繰延ヘッジ損益	**△0**
為替換算調整勘定	**△1,640**
退職給付に係る調整累計額	**287**
非支配株主持分	**1,516**
純資産合計	**87,211**
負債・純資産合計	**177,134**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**136,764**
売上原価		**92,529**
売上総利益		**44,234**
販売費及び一般管理費		**37,075**
営業利益		**7,159**
営業外収益		
受取利息	96	
受取配当金	386	
持分法による投資利益	105	
受取補償金	234	
その他	484	1,307
営業外費用		
支払利息	535	
為替差損	51	
その他	134	721
経常利益		**7,745**
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	487	
補助金収入	1,470	1,961
特別損失		
固定資産処分損	125	
減損損失	86	
固定資産圧縮損	1,457	1,670
税金等調整前当期純利益		**8,037**
法人税、住民税及び事業税	1,568	
法人税等調整額	△49	1,519
当期純利益		**6,518**
非支配株主に帰属する当期純利益		**190**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,327**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　邉　道　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金　井　沢　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江　森　祐　浩	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**52,084**
現金及び預金	6,438
受取手形	2,733
売掛金	17,112
商品及び製品	10,114
仕掛品	10
原材料及び貯蔵品	6,215
前渡金	5
繰延税金資産	621
関係会社短期貸付金	7,215
その他	1,619
貸倒引当金	△3
固定資産	**78,382**
有形固定資産	**25,553**
建物	12,906
構築物	1,246
機械及び装置	5,972
車両運搬具	66
工具、器具及び備品	1,398
土地	3,071
建設仮勘定	890
無形固定資産	**331**
施設利用権	32
電話加入権	19
ソフトウエア	276
その他	3
投資その他の資産	**52,497**
投資有価証券	24,178
関係会社株式	11,756
出資金	3
関係会社出資金	12,287
関係会社長期貸付金	2,729
差入保証金	533
前払年金費用	700
その他	411
貸倒引当金	△103
資産合計	**130,466**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**33,624**
支払手形	2,362
買掛金	6,464
短期借入金	13,625
１年内返済予定の長期借入金	6,020
１年内償還予定の社債	340
未払金	673
未払法人税等	434
未払費用	1,435
賞与引当金	1,330
役員賞与引当金	16
その他	920
固定負債	**34,604**
社債	1,640
長期借入金	22,462
繰延税金負債	4,287
退職給付引当金	5,872
長期預り保証金	271
その他	69
負債合計	**68,228**
純資産の部	
株主資本	**49,074**
資本金	**9,248**
資本剰余金	**8,357**
資本準備金	8,355
その他資本剰余金	1
利益剰余金	**32,440**
利益準備金	1,905
その他利益剰余金	30,535
固定資産圧縮積立金	525
配当準備金	470
研究開発積立金	320
別途積立金	1,714
繰越利益剰余金	27,505
自己株式	**△973**
評価・換算差額等	**13,164**
その他有価証券評価差額金	**13,165**
繰延ヘッジ損益	**△0**
純資産合計	**62,238**
負債・純資産合計	**130,466**

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		**61,385**
売上原価		**43,402**
売上総利益		**17,982**
販売費及び一般管理費		**16,369**
営業利益		**1,613**
営業外収益		
受取利息	127	
受取配当金	1,562	
関係会社受入手数料	153	
為替差益	22	
その他	449	2,314
営業外費用		
支払利息	321	
社債利息	9	
関係会社支払手数料	151	
その他	107	590
経常利益		**3,338**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	487	
補助金収入	1,470	1,959
特別損失		
固定資産処分損	96	
減損損失	86	
固定資産圧縮損	1,457	1,641
税引前当期純利益		**3,656**
法人税、住民税及び事業税	551	
法人税等調整額	28	580
当期純利益		**3,076**

（注）金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

高砂香料工業株式会社
　取　締　役　会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　邉　道　明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金　井　沢　治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江　森　祐　浩	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、高砂香料工業株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、コーポレートガバナンス強化の観点から内部統制システムの整備・運用の高度化への取組みが重要であると考えております。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成29年5月15日

高砂香料工業株式会社　監査役会
常勤監査役　川端茂樹 ㊞
常勤監査役　大西一清 ㊞
監査役　中江康男 ㊞

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社をとりまく経営環境は依然として厳しい状況にありますが、グローバル企業として長期的な視野に立った事業収益の拡大ならびに経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様に対する適正な利益還元を実施することを基本方針とし、安定的な配当を維持してまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、財政状況等を勘案し、普通配当１株につき30円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当は１株につき50円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　　30円
総額　　592,113,480円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月29日（木）

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 桝村　聡（ますむら　さとし） （昭和33年10月20日生）	昭和58年４月　当社入社 平成15年４月　当社フレーバー事業本部フレーバー研究所第一部長 平成20年４月　当社研究開発本部フレーバー研究所長 平成24年７月　当社執行役員研究開発本部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長 平成26年５月　当社代表取締役社長執行役員研究開発本部長兼安全統括本部長 平成26年６月　高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長（現在に至る） 平成28年６月　当社代表取締役社長執行役員安全統括本部長、人事・総務本部担当（現在に至る）	3,400株
	【取締役候補者とした理由】 桝村聡氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また平成25年６月に取締役、平成26年５月からは代表取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
2	 社外　独立 野依　良治（のより　りょうじ） （昭和13年９月３日生）	昭和47年８月　名古屋大学理学部教授 平成９年１月　名古屋大学大学院理学研究科長・理学部長（併任） 平成13年６月　当社取締役（現在に至る） 平成13年12月　ノーベル化学賞受賞 平成15年10月　名古屋大学特任教授 同月　独立行政法人理化学研究所理事長 平成16年10月　名古屋大学特別教授（現在に至る） 平成27年６月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長（現在に至る） 同月　東レ株式会社社外取締役（現在に至る） [重要な兼職の状況] 東レ株式会社社外取締役	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 野依良治氏は、有機合成化学の専門家として、長年研究に携わったほか、研究機関の要職を歴任し、組織運営の経験を有しております。同氏の研究者としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、当社の事業の競争力を高め企業価値向上に資すると判断しております。同氏は平成13年６月から社外取締役として当社経営に携わっており、社外取締役の職責を適切に遂行できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 笠松 弘典（かさまつ ひろのり） （昭和30年10月28日生）	昭和53年4月　日本生命保険相互会社入社 平成 9 年 3 月　同社ニッポン・ライフ・ドイチェランド現地法人社長 平成11年 3 月　同社ロンドン事務所海外事務所長 平成15年 3 月　同社証券管理部長 平成18年 3 月　同社資金証券部長 平成20年 3 月　同社関連事業部担当部長 平成20年 6 月　当社常勤監査役 平成22年 6 月　当社執行役員 平成24年 7 月　当社常務執行役員管理・企画開発副本部長 平成25年 6 月　当社取締役常務執行役員管理本部長 平成27年 6 月　当社取締役常務執行役員管理本部長、監査部・法務知的財産部担当（現在に至る）	2,700株
	【取締役候補者とした理由】 笠松弘典氏は、金融及び財務部門における長年の実務経験を有するほか、国内外の証券・財務部門の責任者として要職を歴任しております。また平成25年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
4	 松尾 孝司（まつお たかし） （昭和28年12月19日生）	昭和55年 6 月　当社入社 平成 5 年 9 月　Takasago de Mexico S.A. de C.V. 副社長 平成16年 4 月　当社フレーバー販売第一部長 平成18年 6 月　当社情報システム部長 平成22年 6 月　当社執行役員営業本部フレーバー副事業部長 平成25年 6 月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長 平成25年12月　当社執行役員生産本部長 平成26年 6 月　当社取締役常務執行役員生産本部長 平成27年 4 月　当社取締役常務執行役員生産調達本部長（現在に至る）	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 松尾孝司氏は、フレーバー部門及びサプライチェーンに係る部門における長年の実務経験を有するほか、当該部門の責任者として要職を歴任しております。また平成26年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 藤原（ふじわら） 久也（ひさや） （昭和30年９月５日生）	昭和 55年４月　当社入社 平成 15年４月　Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.代表取締役 平成 18年６月　当社資材部長 平成 21年４月　当社経理部長兼購買部長 平成 22年７月　当社フレグランス事業部長 平成 24年６月　当社執行役員フレグランス・アロマケミカル事業部長 平成 24年10月　Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長（現在に至る） 平成 26年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る） [重要な兼職の状況] Takasago International Corporation (U.S.A.)代表取締役社長	3,500株
	【取締役候補者とした理由】 藤原久也氏は、主にフレグランス部門における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また平成26年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		
6	 Alfred A Asuncion, JR. アルフレド・エー・アスンシオン （昭和30年９月28日生）	昭和 52年７月　Unilever Philippines, PRC 入社 昭和 59年１月　Chromium Industries of the Philippines 入社 昭和 61年２月　Takasago Import-Export Corportion (Philippines) 入社 平成 ３年１月　同社 General Manager 平成 ８年２月　当社フレグランス販売部副部長 平成 11年２月　Takasago International (Singapore) Pte. Ltd. Director & General Manager 平成 14年10月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成 19年１月　当社執行役員 平成 25年６月　当社常務執行役員 平成 27年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る） [重要な兼職の状況] Takasago International (Singapore) Pte. Ltd.代表取締役社長	2,700株
	【取締役候補者とした理由】 アルフレッド・エー・アスンシオン氏は、主に当社グループ東南アジア拠点における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また平成27年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>
やまがた　たつや
山 形 達 哉
（昭和38年７月27日生）</td><td>昭和 61 年 ４月　当社入社
平成 15 年 ４月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
平成 20 年 ７月　当社国際事業本部フレーバーＧＳＰＣオフィス部長兼フレーバー事業本部コーヒー事業推進部長
平成 22 年 ７月　上海高砂・鑑臣香料有限公司総経理
平成 25 年 ６月　当社執行役員
平成 26 年 ７月　当社執行役員企画開発本部副本部長
平成 27 年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長
平成 28 年 ６月　当社取締役常務執行役員企画開発本部長兼安全統括副本部長兼経営企画部長兼国際品質保証統括部長、品質保証部・情報システム部担当（現在に至る）</td><td>1,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
山形達哉氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、管理部門及び海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また平成27年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>
そめかわ　けんいち
染 川 健 一
（昭和39年11月３日生）</td><td>昭和62年 ４月　当社入社
平成15年 ４月　当社フレーバー販売第四部長
平成20年 ７月　Takasago Europe G.m.b.H.代表取締役社長
平成25年 ６月　当社執行役員
平成26年 ６月　当社執行役員フレーバー事業本部副本部長
平成27年 ６月　高砂フードプロダクツ株式会社代表取締役社長
同月　当社取締役常務執行役員フレーバー事業本部長、支店担当（現在に至る）</td><td>1,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
染川健一氏は、主にフレーバー部門における長年の実務経験を有するほか、国内外子会社の責任者として要職を歴任しております。また平成27年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	 谷中 史弘（やなか ふみひろ） （昭和37年1月19日生）	昭和59年 4月　当社入社 平成17年 4月　フレーバー研究所第二部長 平成20年 4月　Takasago Intenational (Singapore) Pte.Ltd. Director 平成24年 7月　当社フレーバー研究所長 平成26年 6月　当社執行役員 平成28年 6月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長（現在に至る）	4,500株
	【取締役候補者とした理由】 谷中史弘氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外拠点を含めた当該部門の責任者として要職を歴任しております。また平成28年６月からは取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社取締役としての職責を十分に果たせると判断し、引き続き選任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当 社 の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>
社外　独立　新任
まつだ　こうめい
松田　浩明
（昭和39年10月14日生）</td><td>平成 5 年 4 月　弁護士登録（45期）
平成 9 年 4 月　松田総合法律事務所開設
平成18年10月　リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士（現在に至る）
平成20年 4 月　慶應義塾大学法科大学院講師
平成23年 4 月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
平成26年 3 月　同研修所教官退任
平成28年 4 月　成蹊大学法科大学院講師（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士</td><td rowspan="2">0株</td></tr>
<tr><td colspan="2">【社外取締役候補者とした理由】
松田浩明氏は、法律専門家として、企業法務分野における長年の実務経験を通じて、企業活動に係る法律に関する幅広い知見を有しております。同氏の法律専門家としての経験・識見を基にした客観的見地からの助言は、透明性の確保・経営監視の向上に非常に有用であると判断しております。このようなことから、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

(注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者
   野依良治氏及び松田浩明氏は、社外取締役候補者であります。なお、野依良治氏の当社取締役の在任期間は本総会終結の時をもって16年間となります。
3. 重要な兼職先と当社との関係
   桝村聡氏は、高砂香料西日本工場株式会社代表取締役社長を、平成29年６月23日付で退任予定であります。
   野依良治氏は、東レ株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と東レ株式会社との間には特別の関係はありません。
   松田浩明氏は、リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社は同氏が所属するリソルテ総合法律事務所に所属する他の弁護士との間で顧問契約を締結しております。なお、第91期事業年度における当社とリソルテ総合法律事務所との取引金額総額は約335万円であります。
4. 責任限定契約
   当社は、野依良治氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松田浩明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 独立役員候補者
   野依良治氏及び松田浩明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役川端茂樹氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 新 任 こんどう　ひとし 近　藤　　仁 (昭和29年６月１日生)	昭和58年 ４月　当社入社 平成13年 ４月　当社技術開発部専任副部長 平成17年 ４月　Takasago Europe Perfumery Laboratory S.A.R.L.取締役副社長 平成20年 ７月　当社理事 平成20年10月　Takasago International Chemicals (Europe), S.A. 代表取締役社長（現在に至る） 平成21年 ３月　当社執行役員（現在に至る）	1,700株
【監査役候補者とした理由】 近藤仁氏は、主に研究開発部門における長年の実務経験を有するほか、海外子会社の責任者として要職を歴任しております。また平成21年３月からは執行役員として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。このようなことから、当社監査役としての職責を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものです。		

(注)　1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　近藤仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって、当社執行役員及びTakasago International Chemicals (Europe), S.A.代表取締役社長を退任予定です。

第４号議案　役員賞与支給の件

当事業年度の業績等を勘案して、当事業年度末時点の社外取締役を除く取締役９名及び監査役３名に対し、役員賞与総額16,790千円（取締役分12,590千円、監査役4,200千円）を支給することといたしたく存じます。

第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年６月28日開催の第75回定時株主総会において、月額20百万円以内、監査役の報酬額は、平成３年６月27日開催の第65回定時株主総会において、月額５百万円以内としてご承認いただいております。この度、年間を通じた柔軟かつ機動的な報酬政策を可能とするため、当社の取締役及び監査役の報酬額を、現行の月額による定めから年額による定めに改め、取締役の報酬につきましては年額240百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）、監査役の報酬につきましては年額60百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役２名）となります。また、現在の監査役は３名（うち社外監査役３名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は３名（うち社外監査役２名）となります。

第６号議案　取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額設定の件

この度当社では、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、以下のとおり社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

本制度に基づき当社の対象取締役に譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、本制度の導入目的を踏まえ相当と考えられる金額として、第５号議案に係る取締役の報酬額とは別に、年額100百万円以内と設定させていただきたいと存じます。各取締役への具体的な配分については、独立性のある社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会において議論し、決定することといたします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役２名）となります。

本制度の内容

(1) 概要

本制度は、対象取締役に譲渡制限付株式を付与するため、当社取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）を発行又は処分し、これを保有させるものとする。

なお、上記による本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、本制度に係る譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約に定める期間中は譲渡等をすることができないものとする。

(2) 本制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限は年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、対象取締役が交付を受ける当社株式の総数は年４万株以内（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとする。）とする。

(3) １株当たりの払込金額

本制度における譲渡制限付株式１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）等、払込期日における当社株式の公正な価格とする。

(4) 本割当契約において定める内容の概要

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、対象取締役に割り当てられた本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

ア 当社は、原則として、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったこと（以下「在籍条件」という。）を条件として、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。

イ アの規定にかかわらず、当社は、本割当株式の全部又は一部の譲渡制限の解除に関し、在籍条件のほか、当社の取締役会が予め設定した業績目標（複数・段階的に設定することもできる。）の達成（以下「業績条件」という。）をその条件とすることができる。当該本割当株式については、

在籍条件及び各所定の業績条件の達成を条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、その譲渡制限を解除する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

本制度に基づく平成29年度の譲渡制限付株式報酬は、下記の業績目標の達成度合いに応じて、本割当株式の一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものとすることを、本定時株主総会終了後の取締役会において決議する予定です。

また、国内非居住の取締役に対しては、上記の譲渡制限付株式報酬に代替する報酬として、金銭による株価連動報酬を導入する予定です。なお、当該報酬は、第５号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、係る報酬枠の範囲内（年額240百万円）で、金銭による報酬の一部として支給することを想定しております。

中期経営計画GP-３に掲げる連結営業利益率及び連結自己資本利益率の目標

	目標
連結営業利益率	4.4%
連結自己資本利益率	6.0%

以上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限　平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

行使期限　平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分まで



パソコンまたは携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ及び仮パスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。
ただし毎日午前２時～午前５時はお取扱いを休止いたします。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（当社株主名簿管理人）
電話0120－173－027（受付時間 午前９時～午後９時）

注意事項

- パソコンまたは携帯端末による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットによる議決権行使をご利用いただく際の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- その他、ご不明な点は上記お問い合わせ先にご照会ください。

機関投資家様向け「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、事前のご利用申し込みを前提として、株式会社東京証券取引所が運営主体となる議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）をご利用いただくことができます。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図





東京都大田区蒲田5丁目37番1号

ニッセイアロマスクエアビル17階
当社本店会議室
（17階へは、高層階用エレベーターをご利用ください。）

交通のご案内

- ●JR京浜東北線「蒲田駅」東口より徒歩3分
- ●東急電鉄「蒲田駅」より徒歩5分
- ●京浜急行「京急蒲田駅」西口より徒歩7分

高砂香料工業株式会社

〒144-8721　東京都大田区蒲田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア17F
TEL：03-5744-0511（代表）
ホームページアドレス：http://www.takasago.com/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。